

仕 様 書

1 業務名

分別設備室等清掃業務

2 業務場所

豊橋市豊栄町地内

3 業務期間

契約日から令和9年3月31日まで

4 業務内容

本業務は、豊橋市資源化センター西工場棟の分別設備室等の床、機器及び設備等に堆積する粉塵等を、工場に設置されている真空掃除機等により除去清掃を行うものである。

5 業務回数

月15回

6 業務従事者

従事者は、労働安全衛生法第59条に基づく、ダイオキシン類ばく露防止のための特別教育を修了した者でなければならない。

7 業務要領

受託者は、次の各号に従い業務を遂行しなければならない。

- (1) 作業実施にあたり、開始及び終了時には、発注者にその旨を連絡するものとする。
- (2) 清掃作業の対象となる範囲は、別紙「清掃作業範囲図」のとおりとする。
- (3) 清掃作業は、粉塵の多い場所を優先して行うものとする。
- (4) 清掃作業は、床等の形状・材質、汚れの状況に応じ適切な方法にて実施すること。
- (5) 作業に使用する真空掃除機等の機器及び道具・器具は、適切なものを使用し、他の機器及び設備等の稼動に影響を与えてはならない。
- (6) 収集した粉塵等は適切な時間に定められた場所へ運搬すること。
- (7) 作業は、発注者の業務に支障をきたさないよう行うとともに、稼動している機器等には十分注意を払い、停止している機器についても自動運転にて突然稼動する恐れもあるため、危険の無いように行うこと。
- (8) 設備等に損傷を与えた場合には、速やかに発注者に報告し、その指示を受けること。
- (9) 現場責任者を定め、書面をもって発注者に通知すること。
- (10) 作業計画を定め、書面をもって発注者に通知すること。

8 安全対策

- (1) 受託者は、労働安全衛生法その他関係法令に定める事項を遵守し、安全に業務を実施するものとする。
- (2) 業務中に起きた事故（人身事故を含む。）については、発注者に報告するとともに、受託者の責任において復旧あるいは処理するものとする。

9 提出書類

受託者は、次により報告書を提出すること。

(1) 4月～2月

毎月の業務終了後、翌月末までに「業務（一部）報告書」1部提出すること。

(2) 3月

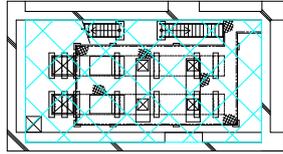
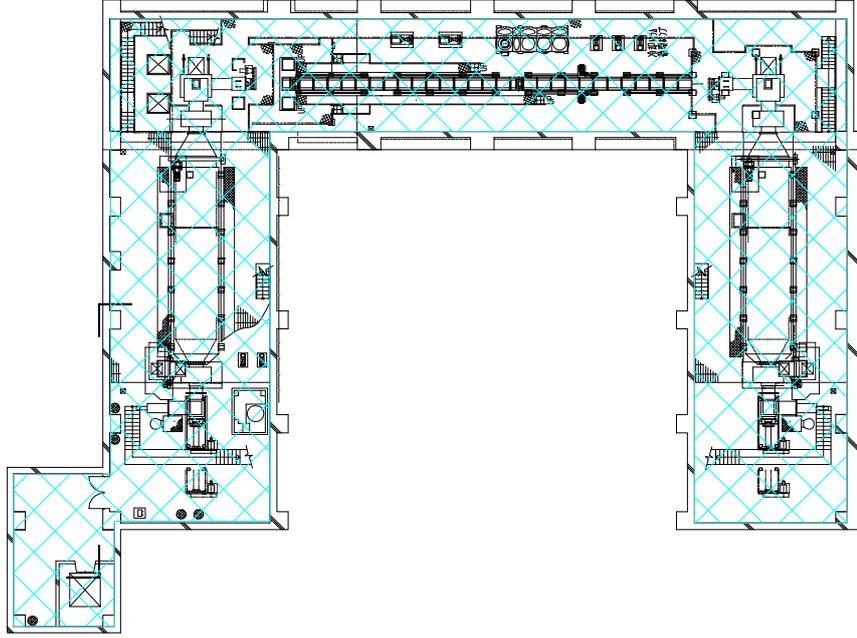
業務完了日までに「業務実施報告書」1部提出すること。

10 支払方法

支払は実施業務の履行確認後に請求することができる。なお各回の支払金額は委託金額を12等分した金額で、1円未満の端数が出た場合は、初回の支払時に調整する。

11 その他

本仕様書に定めのない事項については、発注者と受託者とが協議して定める。



分別設備室エリア
清掃作業範囲

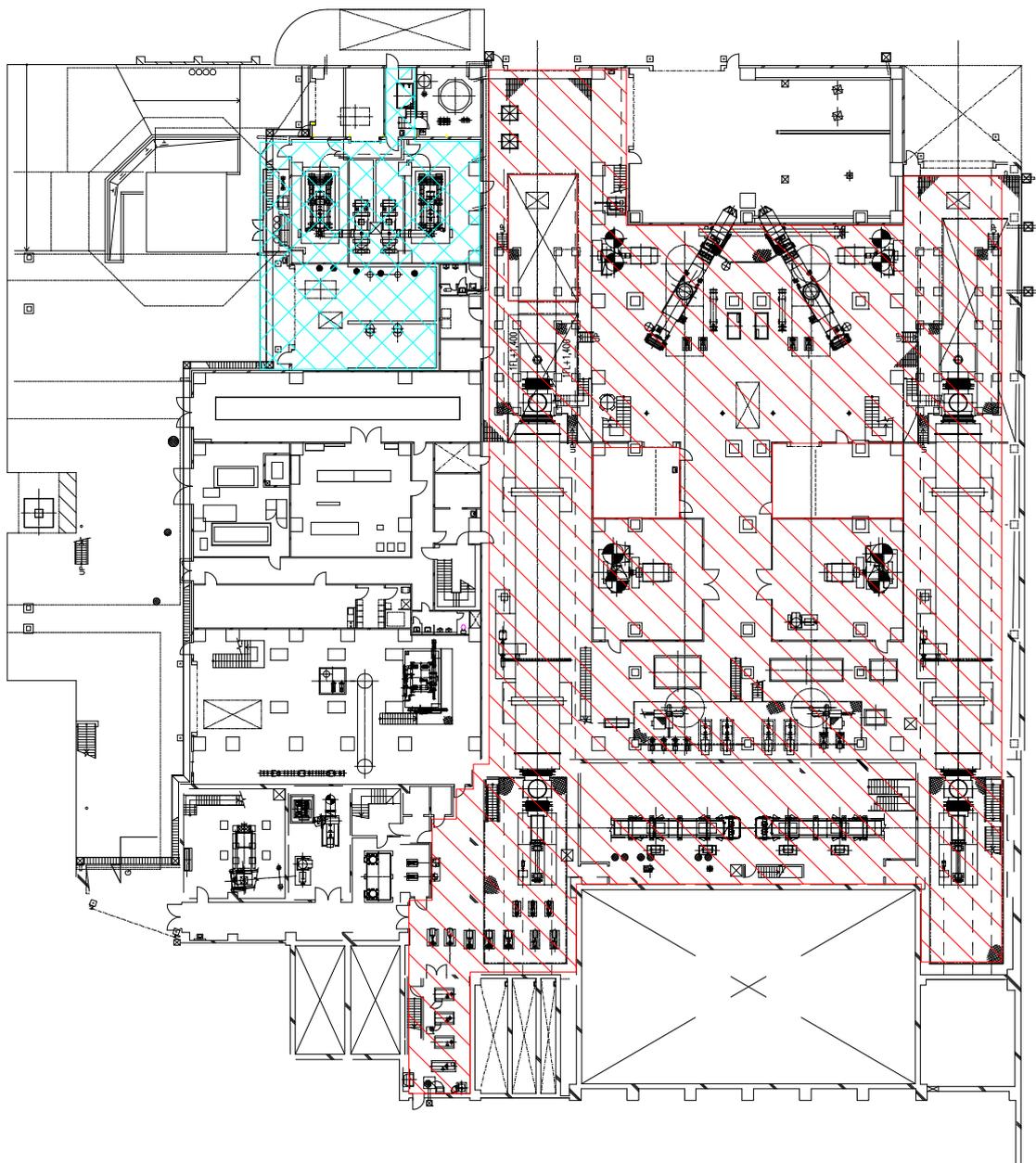


業務名 分別設備室等清掃業務

図面名称 西工場棟0F平面図

図面番号 1/8 縮尺

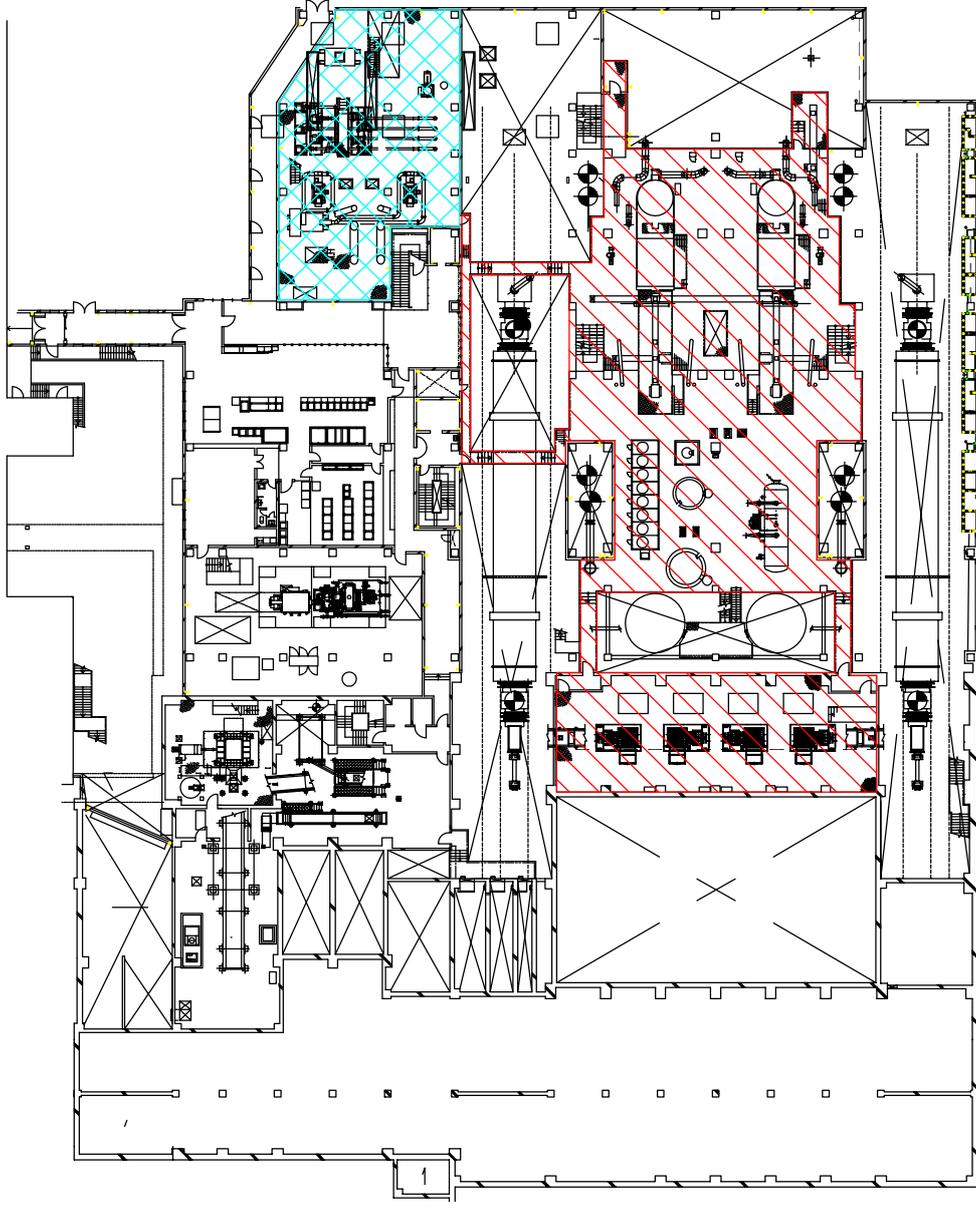
豊橋市環境部資源化センター



炉室エリア
清掃作業範囲

分別設備室エリア
清掃作業範囲

業務名	分別設備室等清掃業務		
図面名称	西工場棟1F平面図	縮尺	
図面番号	2/8		
豊橋市環境部資源化センター			




 分別設備室エリア
 清掃作業範囲

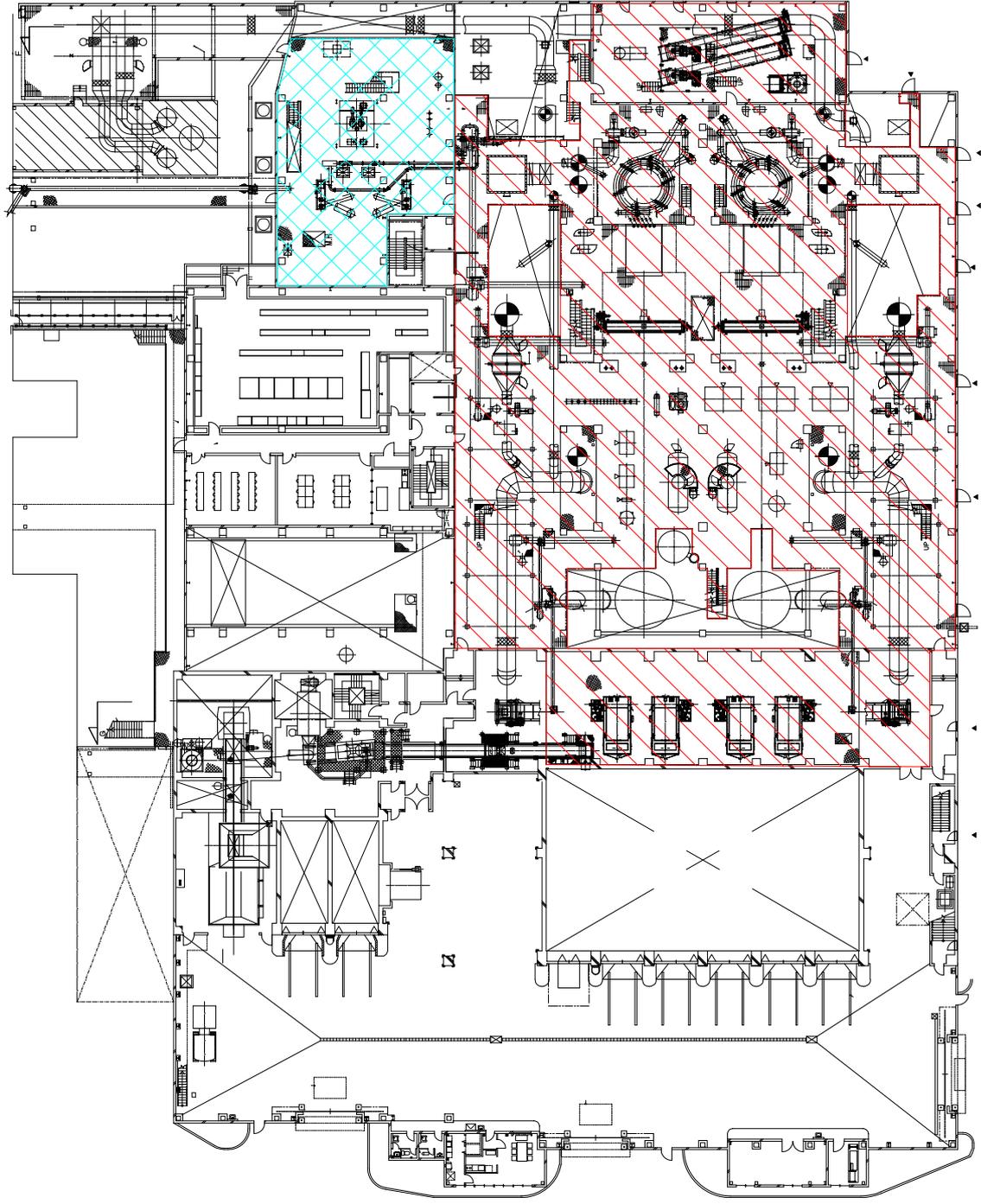

 炉室エリア
 清掃作業範囲

業務名 分別設備室等清掃業務

図面名称 西工場棟2F平面図

図面番号 3/8

縮尺




 既設エリア
 清掃作業範囲

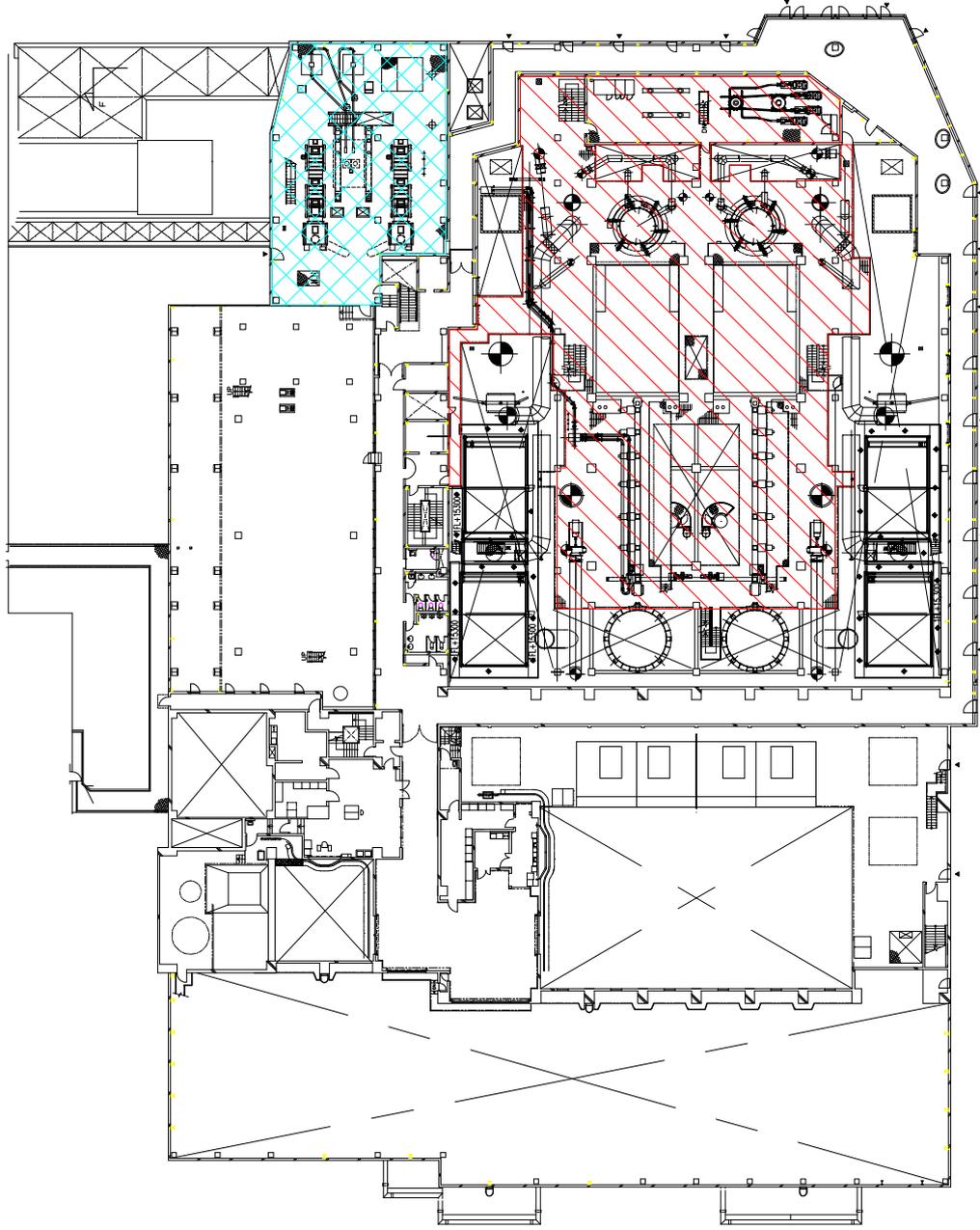

 分別設備室エリア
 清掃作業範囲

業務名 分別設備室等清掃業務

図面名称 西工場棟3F平面図

図面番号 4/8

縮尺




 特別設備室エリア
 清掃作業範囲


 炉室エリア
 清掃作業範囲

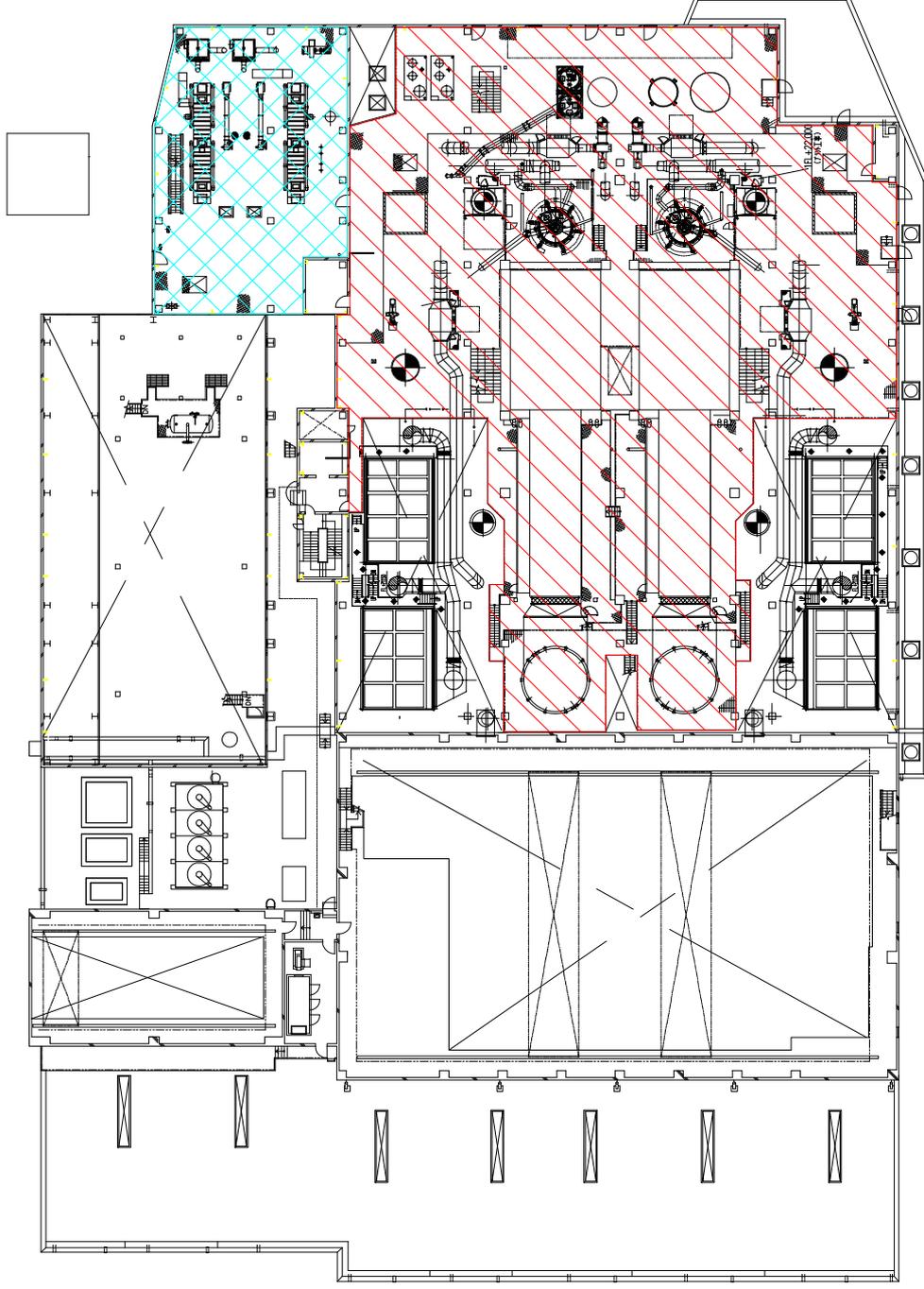
業務名 分別設備室等清掃業務

図面名称 西工場棟4F平面図

図面番号 5/8

縮尺

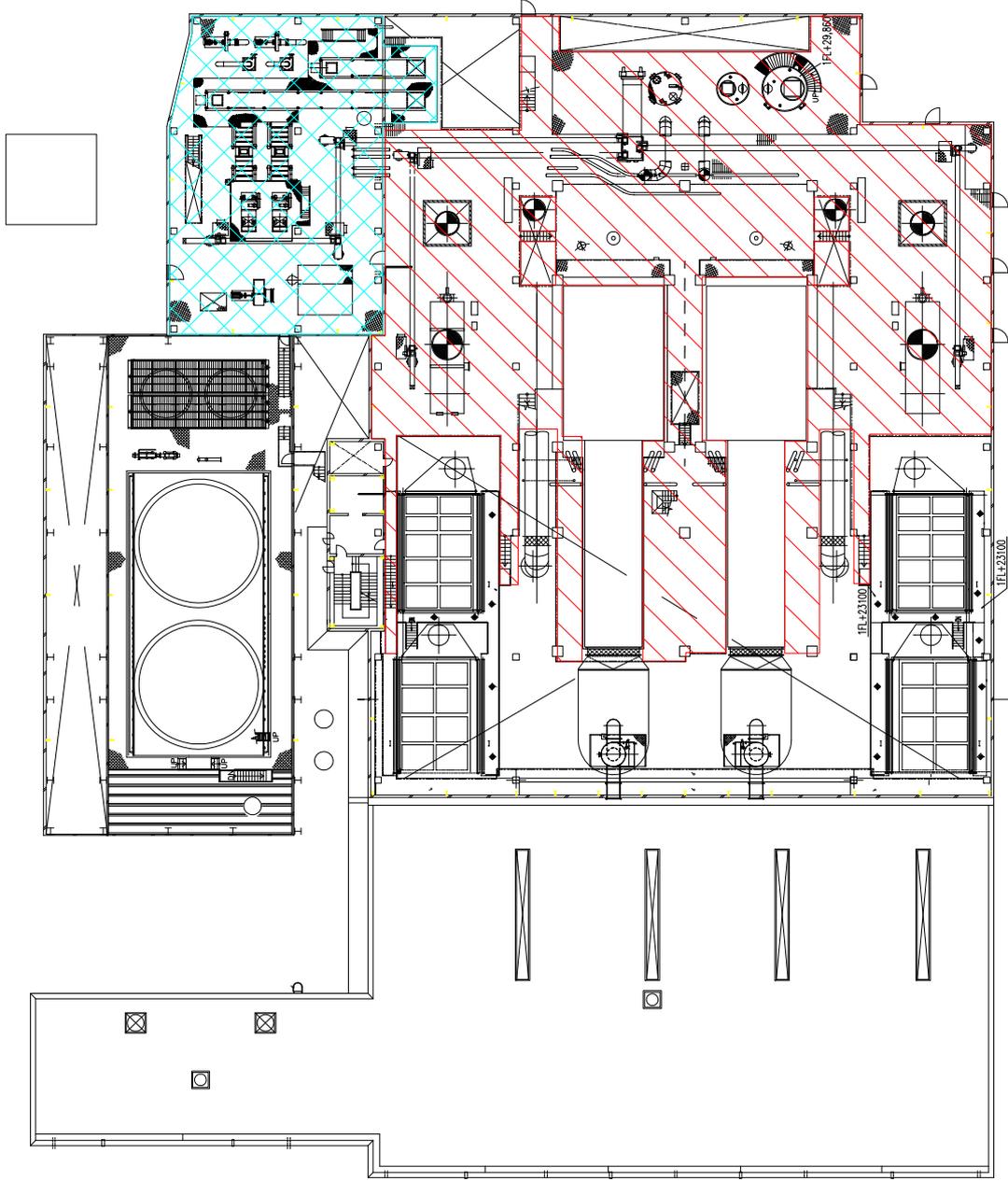
豊橋市環境部資源化センター




 分別設備室エリア
 清掃作業範囲


 炉室エリア
 清掃作業範囲

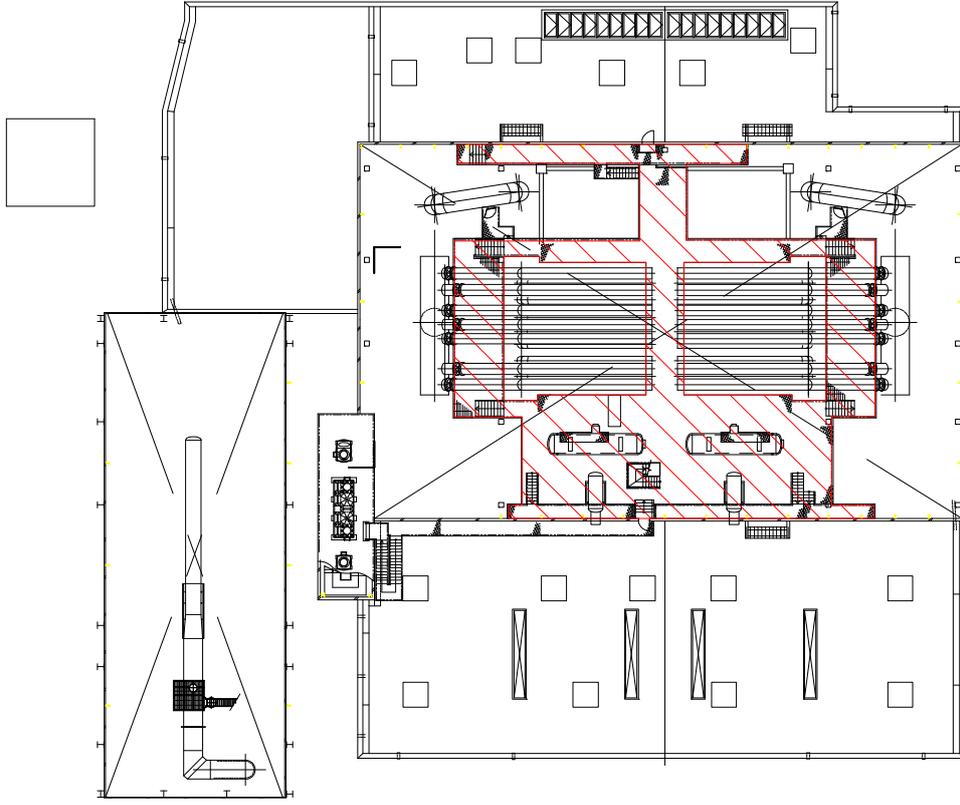
業務名	分別設備室等清掃業務		
図面名称	西工機棟5F平面図		
図面番号	6/8	縮尺	



分別設備室エリア
 清掃作業範囲

共通エリア
 清掃作業範囲

業務名	分別設備室等清掃業務		
図面名称	西工機棟6F平面図		
図面番号	7 / 8	縮尺	
豊橋市環境部資源化センター			



炉室エリア
清掃作業範囲



業務名 分別除菌室等清掃業務

図面名称 西工場棟P1平面図

図面番号 8/8

縮尺

豊橋市環境部 資源化センター